フリーランスと厚生年金
―「使用される者」と判断するための課題―

2026年1月27日

平川則男
自治総研事務局長

問題意識

- フリーランスは自由度が高い一方、所得不安定
- 厚生年金の適用問題は十分に議論されてこなかった
- 本来被保険者であるのに適用されていない人が存在
- 将来の低年金・老後格差の拡大が懸念

厚生年金の重要性

- 厚生年金は長期保険で老後所得に不可逆的影響
- 国民年金のみの場合、給付水準は低い
- 加入期間と報酬水準が生涯年金額を左右
- 厚生年金の適用有無が老後生活の安定を左右

厚生年金法の「使用される者」

契約契約形式より実態を重視するが･･･

- 労基法上の労働者概念

  →指揮命令など使用従属性を重視

- 厚生年金法の使用される者

  →経済的従属性

  →継続的に労務提供、その労務に対する報酬の支払いがある。

  →所定労働時間が週20時間以上であることが推定できる。

フリーランスの厚生年金適用可能性

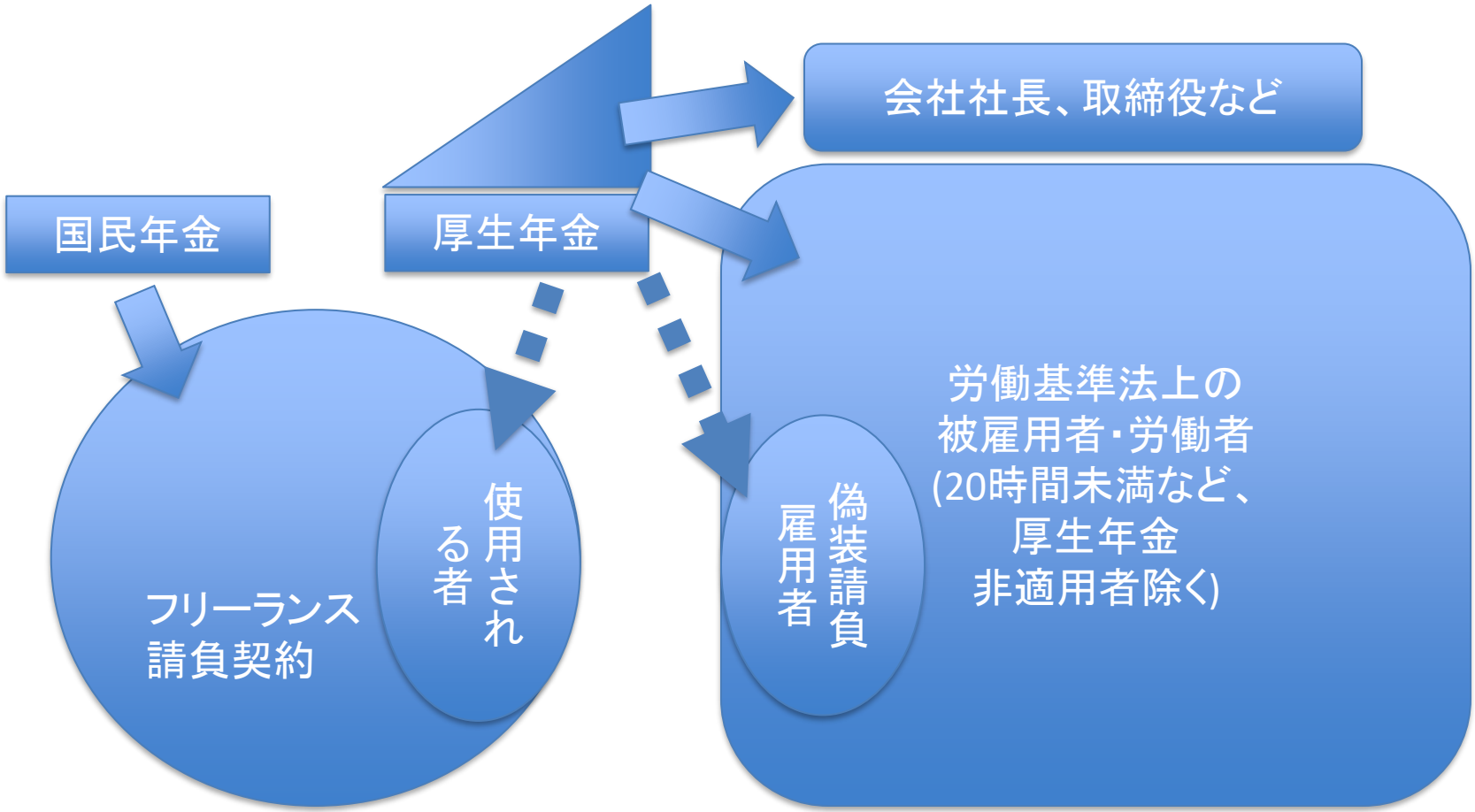

- 連合総研2017年調査データ再分析(分析対象1,747件)
- 約27.6%が「使用される者」に該当可能性
- 相当数が潜在的厚生年金対象

実務上の課題と今後の方向性

- 明確な判断ガイドラインが存在しない
- 年金事務所では労働者性判断を援用
  →「使用される者」を立証する負担が大きい
- 経済的従属性重視の新たな判断枠組みが必要
- 例えば、水道検針員など、業種を特定しつつ検討を進める
- 労働力人口切迫のもとで、業界の理解